

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/3/16号 (No. 683)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

2026年2月24日に公布された「営業秘密保護規定」の日本語仮訳を掲載しました。

※施行は2026年6月1日。

営業秘密保護規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20260601_1.pdf

=====

○ 法律・法規等

1. 中国、特許優先審査制度を見直しへ 国家戦略産業への支援強化(国家知識産権網 2026年3月5日)

○ 中央政府の動き

1. 「十五五」計画案、全人代委員会で審査 知財戦略強化(国家知識産権網 2026年3月11日)
2. 国家知識産権局、知財情報の分析・活用指針を公表 イノベーション支援を強化(国家知識産権網 2026年3月5日)
3. 政府活動報告、知財活用や保護制度整備に言及 技術革新と産業発展を推進(中国知識産権資訊網 2026年3月5日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海、営業秘密保護の年次白書を公表 制度整備と執行強化を推進(上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2026年3月11日)
2. 浙江省、「データ知財改革の深化」を五カ年計画に明記 制度整備と活用を推進 (国家知識産権戦略網 2026年3月6日)

【華南地域】

3. 広西自治区柳州市、知財の行政・司法連携を強化 共同保護の指針公表(中国保護知識産権網 2026年3月3日)

【その他地域】

4. 新疆、海外知財保護で座談会 中央アジアでのリスク対策を検討(国家知識産権網 2026年3月5日)
5. 長沙市、医薬品特許紛争を行政手続きで解決 専門家出廷制度を活用(中国知識産権資訊網 2026年3月4日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、AI とデータ権益の司法ルール整備へ 指導意見の策定進む(中国知識産権资讯网 2026年3月11日)
2. 最高検察院、知財犯罪 1.9 万人を起訴 データ安全分野でも取締り強化(最高人民検察院公式サイト 2026年3月9日)
3. 最高法院、知財事件 49.6 万件を審理 AI・データ紛争が増加(最高人民法院公式サイト 2026年3月9日)
4. 「LAORENTOU」商標侵害と不正競争で原告勝訴 損害賠償を命じる(中国保護知識産権網 2026年3月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 中国で消費者保護強化 市場監督部門、120 万件超の違法行為を摘発(国家市場監督総局公式サイト 2026年3月10日)

【華南地域】

2. 広西、AI 活用でライブコマース監視強化 不正疑い 184 件を検出(国家市場監督総局公式サイト 2026年3月6日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 世界初の「動画 MRI」実用化 中国企業、AI 技術でリアルタイム撮影(中国知識産権资讯网 2026年3月4日)
2. AI が現実世界で働く時代へ 中国で広がる「実行型」応用(国家知識産権網 2026年3月11日)

○ 統計関連

1. 中国の生成 AI 利用者 6 億人超 世界で最も多くの AI 特許を保有(国家知識産権網 2026年3月5日)
2. 貴州、データ知財担保融資が 4 億元超 金融活用で資産化進む(中国知識産権资讯网 2026年3月4日)
3. 上海、データ製品知財登録が 1000 件突破 流通促進で経済価値創出(中国保護知識産権網 2026年3月3日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 中国、特許優先審査制度を見直しへ 国家戦略産業への支援強化★★★

中国国家知識産権局はこのほど、特許優先審査制度のさらなる整備を目的として「特許優先審査管理弁法改正案（意見募集稿）」を公表し、社会各界から意見募集を開始した。

現行の「特許優先審査管理弁法」は全 15 条で構成されているが、今回の改正案ではそのうち 14 条を改定するとともに、新たに 9 条を追加した。改正案は計 24 条で、総則、適用条件、手続き、業務フローおよび関連要件、運営管理規範、附則の 6 章からなる構成となっている。

今回の改正は、制度運用の中で明らかになった管理面や実務面の課題に対応することを主な目的としている。具体的には、新たな情勢や政策要請を踏まえ、国家の重点分野をより強く支援する観点から優先審査の適用条件を見直す。また、申請から審査に至るまでの全プロセスにわたる運営管理体制を整備し、よりの確で効率的なサービス提供を図る。

さらに、手続きの利便性向上にも重点を置き、社会の関心やイノベーション主体の要望に応える制度設計を進める方針である。あわせて、これまでの実務で有効と確認された運用経験や各方面で共通認識が形成されている取り組みについては、制度として明文化する。

このほか、条文表現の一部についても見直しを行い、規定内容をより厳密で明確なものとする。今回の改正により、重点産業分野の特許審査の迅速化とイノベーション支援の強化が期待されている。（出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 5 日）

http://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_55_205000.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 「十五五」計画案、全人代委員会で審査 知財戦略強化★★★

第 14 期全国人民代表大会財政経済委員会は 3 月 8 日午前、全体会議を開き、国務院が第 14 期全人代第 4 回会議に提出した「第 15 次五カ年計画（十五五）綱要」案などについて審査を行った。なかでも、科学技術イノベーションと知的財産に関する施策の方向性が注目を集めている。

計画案によると、「十五五」期間中に国家イノベーション体系の総合的な機能を大幅に高め、社会全体の研究開発（R&D）投資を年平均 7%以上のペースで増加させる方針である。また、2030 年までに人口 1 万人あたりの高価値特許保有件数を、2025 年の 16 件から 22 件以上へ引き上げる目標を掲げた。

知的財産分野では、新興分野に対応した保護制度の整備を進めるとともに、知的財産の公共サービス体制と技術取引サービスプラットフォームを拡充する方針を示した。あわせて、研究開発設計、知財サービス、成果の事業化、検査・認証などを含む科学技術サービス産業の発展を促し、知財創出から活用までのサービス能力を強化する。特許・商標審査政策の最適化や、特許のオープンライセンス制度の全面実施などを通じ、知財の全過程にわたる保護体制を強化する考えである。

さらに、全国統一大市場の構築に向け、財産権保護、市場参入、情報開示、社会信用、企業の合併再編、市場退出などの制度整備も推進する。各種所有制経済の財産権を法に基づき平等かつ長期的に保護し、侵害行為に対しては所有制の違いにかかわらず同一の責任と処罰を適用する方針を明確に

した。重点分野における営業秘密保護の指針策定など、知的財産の保護と活用も一層強化する。

国際面では、国際ルールとの整合を図った知財保護メカニズムの整備を進める。商標保護範囲の拡大の検討や著作権保護制度の改善、知財紛争解決手段の拡充を図るとともに、コンサルティング、法律、会計監査、信用評価、仲裁・調停などの専門サービス機関による海外サービス網の拡大を支援する。これにより涉外知財保護体制の一層の強化を目指す考えである。

(出典：国家知識産権網 2026年3月11日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/11/art_55_205231.html

★★★2. 国家知識産権局、知財情報の分析・活用指針を公表 イノベーション支援を強化★★★

中国国家知識産権局弁公室はこのほど、「知的財産情報分析・活用ガイドライン」(以下、ガイドライン)を正式に公布した。知的財産情報の発信、分析、活用の水準を総合的に高め、知的財産強国の建設を加速させるための基盤整備を目的とするものである。

ガイドラインは、知的財産情報の取得ルートをはじめ、特許や商標などの情報分析の手順、方法、実務上の基準、さらに一般的に用いられる分析ツールまでを体系的に整理した内容となっている。企業や大学、研究機関などのイノベーション主体に加え、知的財産サービス機関がより規範的かつ効率的に知的財産情報の分析・活用を進められるよう指針を示した。知的財産情報を、技術革新や産業発展を支える重要な戦略資源として活用することを狙いとしている。

あわせて通知では、各地の知的財産管理部門に対し、ガイドラインの周知と活用促進を積極的に進めるよう求めた。具体的には、イノベーション主体やサービス機関を対象とした研修や広報活動を実施し、情報分析の成果を実際の研究開発や産業応用に結びつける取り組みを推進する。さらに、知的財産情報の分析・活用に関する優れた実践事例や成功例を整理し、広く共有することも求めている。

(出典：国家知識産権網 2026年3月5日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_75_205041.html

★★★3. 政府活動報告、知財活用や保護制度整備に言及 技術革新と産業発展を推進★★★

中国で3月5日、第14期全国人民代表大会(全人代)第4回会議が北京の人民大会堂で開幕し、国務院の李強総理が政府活動報告を行った。報告には知的財産権に関連する施策や取り組みも盛り込まれた。

報告では、2026年の施策として、金融政策の伝達メカニズムを円滑化し、データ要素や知的財産など無形資産の役割を十分に発揮させる方針を示した。評価制度や融資担保、リスク補償などの支援措置を強化し、金融機関が内需拡大、科学技術革新、中小・零細企業など重点分野への支援を拡大するよう促す。

また、新興産業と未来産業の育成を進めるため、産業イノベーションプロジェクトを実施する。中央企業や国有企業が率先して応用シーンを開放し、集積回路、航空宇宙、バイオ医薬、低空経済などの分野の発展を促すとしている。

さらに、サービス業の規模拡大と質の向上を図り、先進製造業と現代サービス業の融合発展に関す

る試行事業を深化させる。科学技術サービス市場の拡大やソフトウェアサービスの価値向上を促すとともに、金融、現代物流、知的財産、検査・認証などの生産者向けサービス産業の成長を推進する。

このほか、科学技術革新と産業革新の融合を進め、北京（京津冀）、上海（長江デルタ）、広東・香港・マカオ大湾区に国際科学技術イノベーションセンターを整備する方針を示した。あわせて、パイロット試験・検証プラットフォームの整備を強化し、新興分野における知財保護制度の整備を進めるとともに、重要な科学技術成果の効率的な実用化を加速させるとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年3月5日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145722

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 上海、営業秘密保護の年次白書を公表 制度整備と執行強化を推進★★★

上海市市場監督管理局はこのほど、「上海市市場監督部門営業秘密保護年次白書（2025年）」を発表した。営業秘密を企業のイノベーションと市場活力を支える重要資産と位置付け、制度整備、企業支援、執行強化を柱に、全市で保護体制の整備を進めているとした。

白書によると、上海市は制度面の先行的取り組みを進め、浦東新区で営業秘密保護に関する規定を制定したほか、市の知的財産保護センターを基盤に海外営業秘密紛争への対応を支援する専門家体制を整備した。浦東新区、奉賢区、黄浦区、閔行区の4区は全国の営業秘密保護イノベーション試行地域に選定され、市・区レベルの試行パークや関係機関は累計600以上に達している。

企業支援では、重点産業を対象に営業秘密保護の指針を公表するなど専門的な支援を進めるとともに、ブロックチェーンによる証拠保全やAI相談システムの導入などデジタル技術の活用を進めている。また、営業秘密侵害の取締りも強化しており、過去3年間に58件の侵害事件を摘発し、罰金・没収額は約500万元（1元は約23円）に上った。

当局は今後も制度整備と部門間連携を強化し、営業秘密保護の専門性と国際性を高めることで、産業の高度化とイノベーション環境の整備を進める方針である。

(出典：上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2026年3月11日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/rvuB2ZcZJ0ioyinES2XDSw>

★★★2. 浙江省、「データ知財改革の深化」を五カ年計画に明記 制度整備と活用を推進 ★★★

中国の浙江省は「浙江省国民経済・社会発展第15次五カ年計画綱要」（以下「綱要」）を発表した。今後5年間の発展方針として「データ知的財産改革の深化」を明確に盛り込み、同分野の取り組みを先行的な探索段階から体系的な推進段階へと進める方針を示した。

データ知財分野の試行地域である浙江省では、2021年以降、法制度の整備、登録業務の実践、プラットフォーム運営、金融支援などを含む制度体系の構築を進めてきた。現在までに、データ知的財産の申請受理件数は累計7万8000件を超え、登録証書発行は3万800件に達している。取引、ライセンス、融資などを通じた活用額は140億元（1元は約23円）を超え、全国でも上位の規模となって

いる。

今後は「綱要」を新たな出発点として、改革の深度と広がりの方針を強化する。データ知財改革を一層推進し、改革のブランド力を高めるとともに、浙江省が進める高品質発展と共同富裕モデル地区の建設、さらには人工知能イノベーション拠点の形成を支える戦略的基盤としていく方針である。

(出典：国家知識産権戦略網 2026年3月6日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57175>

【華南地域】

★★★3. 広西自治区柳州市、知財の行政・司法連携を強化 共同保護の指針公表★★★

広西チワン族自治区柳州市の中級人民法院と柳州市知識産権局はこのほど、知的財産権の保護強化に向けた「行政・司法協同保護の強化に関する意見」を共同で公表した。行政と司法の連携を強め、知財保護体制の整備を進めるのが狙いだ。

同文書は、知財保護体制の構築に関する同市の方針を踏まえたもので、行政と司法が連携して紛争解決を進める仕組みの整備を打ち出した。公平な法執行や効率的な手続き、利便性の向上を原則とし、民事紛争の解決の迅速化を図るとしている。行政による取り締まりと司法による保護を有機的に連携させる体制の構築を目指す。

具体的には、「訴訟と調停の連携」「事件処理での協力と技術支援」「情報共有と常設連絡」の三つの仕組みを柱に行政と司法の協働を強化する。

柳州市は今後、同文書の実施や知財保護センターの整備を通じ、権利保護支援の拡充や紛争解決手段の多様化を進める方針だ。対外的な知財保護にも取り組み、地域経済の発展を支えるとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月3日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gx/202603/1995332.html>

【その他地域】

★★★4. 新疆、海外知財保護で座談会 中央アジアでのリスク対策を検討★★★

新疆ウイグル自治区市場監督管理局（知識産権局）はこのほど、海外での知的財産権保護に関する座談会を開催した。海外知財紛争対応指導新疆センターや、中央アジア3カ国に設置された知財権利保護支援拠点の担当者が参加した。

会議では、新疆の外国関連知財保護に関する昨年の取り組み状況が報告された。新疆センターや権利保護支援拠点の運営状況について意見交換を行ったほか、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスでの知財リスク管理や紛争対応、連携体制の構築、企業の海外展開支援などに関する課題について議論した。今後の外国関連知財保護の活動方針についても確認した。

また、関係部門の責任を明確にし、地域や部門間の連携を強化する必要性をした上で、自治区から県レベルまでの連動を図り、知財創出の質向上、保護体制の強化、サービスの充実を進めるとしている。さらに、知財保護意識の向上、海外での権利保護支援、「シルクロード経済ベルト」中核エリア

の整備を重点分野と位置付け、国内外の市場主体に対して知財権の平等な保護を徹底する方針を示した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 5 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_57_205026.html

★★★5. 長沙市、医薬品特許紛争を行政手続きで解決 専門家出廷制度を活用★★★

湖南省長沙市知識産権局はこのほど、注目を集めていた医薬品特許侵害をめぐる紛争を行政手続きにより解決した。先発医薬品企業と後発医薬品（ジェネリック）企業の対立を迅速に収束させた事例として、双方の当事者から評価を得ている。

紛争は糖尿病治療薬「ダパグリフロジン錠」をめぐるもの。同薬の主要化合物特許が満了し、後発薬の市場参入が進む中、先発医薬品メーカーのアストラゼネカは、ジェネリック医薬品メーカーの湖南九典製薬が採用した製造工程に、自社が保有する「ダパグリフロジン・プロピレングリコール水和物」の結晶形特許技術が使用されているとして、同局に紛争処理を申請した。

審理では、技術的事実の認定が最大の争点となった。アストラゼネカ側が提出した鑑定書は、問題の後発薬にプロピレングリコールが含まれていると結論付けたのに対し、湖南九典側の鑑定書は含有を否定する内容であり、双方の証拠は真っ向から対立した。被疑侵害製品にダパグリフロジンのプロピレングリコール水和物が含まれるかどうかが核心的な争点となり、事実認定は難航していた。

こうした状況を打開するため、審理を担当した合議体は、国家知識産権局が 2025 年に施行した「特許紛争行政裁決・調停弁法」の手続きを積極的に活用した。まず事前会議を開き、双方に証拠内容の説明を求めて膨大な資料と技術的論点を整理した。そのうえで、双方の専門家補助人や鑑定人の出廷を求めた。証拠の信頼性や技術的事実について直接説明させるとともに質疑を行い、証拠の妥当性を精査する狙いがあった。

その後、アストラゼネカは出廷通知を受けた段階で、これまでに提出された証拠や湖南九典側の答弁資料を再検討し、最終的に長沙市知識産権局への処理申請を取り下げた。さらに、山東省および江蘇省で提起していた関連特許紛争の処理申請についても順次取り下げ、紛争は実質的に解決した。

本件は、新制度施行後、専門家補助人の出廷制度などを実際に適用した先行事例の一つである。行政裁決手続きが高度な技術的争点を伴う知的財産紛争の解決において、専門性と迅速性の双方を発揮し得ることを示す事例として、今後の類似案件にとって参考になるとみられている。

(出典：中国知識産権資訊網 2026 年 3 月 4 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145709

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、AI とデータ権益の司法ルール整備へ 指導意見の策定進む★★★

最高人民法院（最高裁）は 3 月 10 日、今年の全国両会に提出した「最高人民法院活動報告」に関する記者会見を開催し、報告の具体的内容を説明した。この中では、人工知能（AI）とデータ権益をめぐる司法保護の動向が注目を集めた。

AIに関する司法規制では、AIの学習データとして他者の著作物を利用する行為が合理的使用に当たるかどうか、AIサービス提供者の責任をどのように画定するかなどが主要な争点となっている。最高人民法院民事第三の李劍廷長は、これらの問題について同院が現在、指導意見の起草を進めていることを明らかにした。発展と安全の両立、イノベーションの促進と法に基づく統治の両面を重視し、AI産業の健全で秩序ある発展を後押しすることが狙いである。あわせて、典型的な裁判例を公表することで司法ルールの整理も進めている。

一方、データ権益の保護については、新たなビジネス形態の拡大に対応する形で司法対応が進んでいる。2025年には、全国の裁判所がデータの帰属や取引をめぐる紛争908件を審理し、前年に比べ25.6%増加した。裁判基準の統一を図るため、最高人民法院は2025年12月、これらの事件を知的財産事件の管轄権を有する裁判所が集中的に審理する体制を明確化した。また、同年8月にはデータ権益の司法保護に関する初の指導的判例を公表しており、現在は関連する司法指針の策定作業も進めている。これにより、データ資源の秩序ある流通を促す狙いである。

李氏は、データ権益の保護には立法、行政、司法の多方面の連携が不可欠であると指摘した。人民法院は今後、紛争解決の手段をさらに拡充し、訴訟と非訴訟手段の連携を強化する方針である。関係省庁と構築したオンラインの訴訟・調停連携メカニズムを活用し、調停機関の役割を発揮させることで、データ権益の実効的な救済とデジタル経済の健全な発展の両立を図る考えである。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年3月11日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145846

★★★2. 最高検察院、知財犯罪1.9万人を起訴 データ安全分野でも取締り強化★★★

3月9日午前、応勇検察長は第14期全国人民代表大会第4回会議で最高人民検察院の活動報告を行った。報告によると、2025年は知的財産の司法保護を強化し、イノベーション環境の整備を進めた。

検察機関は、知的財産分野における総合的な職務遂行を深化させ、新質生産力の発展を支援するとともに、伝統産業の高度化や新興・未来産業の育成を後押しした。また、最高人民法院と共同で知的財産侵害刑事事件の取扱いに関する司法解釈を制定したほか、国家版權局などと連携し、重大な著作権侵害・海賊版事件109件の重点監督を行った。

報告によれば、昨年に検察機関が起訴した商標権、著作権、営業秘密侵害および特許詐称などの知財犯罪は約1万9000人に上った。浙江省では、半導体企業の元従業員が国外機関に営業秘密を不正提供した事件で、検察機関が公訴を提起した。また、人工知能や電子商取引分野におけるデータ安全関連犯罪の取締りも強化し、4739人を起訴した。このほか、知財に関する民事・行政・公益訴訟事件3658件を処理し、悪意ある知財訴訟に対する特別監督を進めるなど、良好なイノベーション環境の整備を図った。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年3月9日)

https://www.spp.gov.cn/tt/202603/t20260309_722687.shtml

★★★3. 最高法院、知財事件 49.6 万件を審理 AI・データ紛争が増加★★★

3月9日、第14期全国人民代表大会第4回会議は北京の人民大会堂で第2回全体会議を開き、張軍院長が最高人民法院の活動報告を行った。報告によると、2025年に全国の裁判所が審理した知的財産事件は49万6000件で、前年比0.3%増となった。

報告は、科学技術の自立強化を支える司法の役割を強調した。裁判所は知財侵害に対する保護を強化し、保全措置、先行判決、懲罰的賠償などの制度を活用して権利救済と侵害抑止を図った。知財犯罪では約1万9000人に有罪判決が言い渡され、前年より6.2%増加した。具体例として、CNC工作機械の技術秘密をめぐる侵害事件では悪意のある侵害者とその企業に対し、3倍の懲罰的損害賠償として計3億8000万元（1元は約23円）の連帯賠償を命じた。

また、技術系知財事件の調停に関する指針を制定し、紛争解決と技術活用の両立を図った。低空経済分野の大手企業2社が特許をめぐる複数の紛争を抱えた事件では、「先に使用許諾、後に費用協議」という方式により和解を成立させ、特許の実施につなげた。

知財訴訟秩序の維持にも取り組み、異常な大量訴訟への対策を強化した。2025年には訴えの却下2331件、司法制裁694件を行った。人工知能分野では、関連事件の審理を通じて技術革新に一定の「許容余地」を認める姿勢を示した。生成AIサービスの誤りをめぐる事件では、開発者が相当の注意義務を尽くしており原告に実質的損害が認められないとして、侵害は成立しないと判断した。

また、デジタル経済の発展に関連し、データの権利帰属や取引をめぐる紛争908件を審理し、前年比25.6%増となった。江蘇省の裁判所が扱ったデータ紛争では、データ集合を不正取得してデータ製品を開発した行為が不正競争に当たると認定され、懲罰的損害賠償として3000万元の支払いを命じた。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026年3月9日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/492921.html>

★★★4. 「LAORENTOU」商標侵害と不正競争で原告勝訴 損害賠償を命じる★★★

浙江省温州市鹿城区人民法院はこのほど、地元の靴類ブランド「老人頭 (LAORENTOU)」の商標権をめぐる訴訟で被告側2者に対し、商標権侵害および不正競争行為の停止と、計10万元の損害賠償支払いを命じる判決を下した。

原告である温州老人頭尚品公司是、「老人頭」および「LAORENTOU」の登録商標を保有する権利者で、同ブランドは一定の知名度を有する。原告の訴えによれば、被告の一人である徐氏は、電子商取引プラットフォーム上に開設した店舗において靴の商品リンクに原告の商標と酷似する「LAORENTU」の表記を使用していた。さらに、もう一方の被告である老人頭 (広州) 公司是、原告の有名商標「老人頭」と同一の文字を企業名称 (商号) として登記し、商業活動に用いていた。

同法院の審理によると、被告の店舗が使用していた「LAORENTU」の表記は、原告の登録商標「LAORENTOU」とアルファベット1文字しか違いがなく、全体として類似しており、一般消費者に商品の出所について混同を生じさせるおそれがある。この行為は原告の登録商標専用権を侵害するものと認定された。加えて、老人頭 (広州) 公司是原告と同業者でありながら、原告の知名度のある

商標と同一の文字列を自社の商号として使用したことについて、その主観的意図は原告ブランドの信用や名声に便乗しようとするものだったと指摘された。この行為は原告の正当な権益を侵害し、市場の公正な競争秩序を乱すものであり、不正競争防止法に定める不正競争行為に該当すると判断された。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月3日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202603/1995340.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 中国で消費者保護強化 市場監督部門、120万件超の違法行為を摘発★★★

中国の国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、2025年に全国の市場監督部門が消費者権益を侵害する違法行為の取締りを強化し、計120万2400件の違法事案を摘発したと発表した。関係する商品価値は68億4000万元（1元は約23円）に上った。

当局は重点施策として「消費を守る」鉄拳行動を継続的に実施。電子商取引分野における商標権侵害のほか、児童玩具や学生用品の品質安全、ダウンジャケットやカシミアセーターなど衣料品の粗悪品、劣悪なガス器具の製造・販売、電動自転車の違法改造など、消費者からの苦情が多く社会的影響の大きい違法行為を重点的に取り締まった。

とりわけ食品安全分野では法執行を一段と強化した。2025年に摘発された食品安全関連の違法事案は46万2800件に達し、消費者の安全確保に向けた監督体制の強化が進められている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月10日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art_fa59a4ee6448419d97f9d0ac1b914340.html

【華南地域】

★★★2. 広西、AI活用でライブコマース監視強化 不正疑い184件を検出★★★

広西チワン族自治区市場監督管理局は近年、ライブコマースで問題となっている虚偽宣伝や偽造・粗悪品販売への対応を強化するため、人工知能（AI）を活用した監視体制の整備を進めている。

同局はオンライン監視、現地調査、苦情・通報の分析を組み合わせ、自治区内の電子商取引事業者18万社以上を調査し、事業者資格や商品カテゴリー、販売行動などをまとめたデータベースを構築した。特に、5400以上の配信活動が活発なライブコマースアカウントを重点的に監視している。昨年はライブ配信1500回以上（総配信時間2600時間超）を監視し、AIによって不正の疑いがある事例184件を検出した。

また、リスク発生時に警告を出す仕組みや、監視から処分までの一体的な管理プロセスの整備も進めている。南寧市横州市では試行として、ライブコマース事業者170主体、535店舗を対象とした監督データベースを整備し、監視資源の的確な配分を進めている。

このほか、インターネット管理部門や公安、商務部門などと連携し、プラットフォーム経済分野の問題是正にも取り組んでいる。プラットフォームの利用規約289件を審査し、問題条項21件の修正

を求めた。さらに「ネット護衛制度」を導入し、行政指導 232 回を実施するなど、ライブコマースの管理強化を進めている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026 年 3 月 6 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2026/art_a749365f4b7842e0b61b634e8768a49c.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 世界初の「動画 MRI」実用化 中国企業、AI 技術でリアルタイム撮影★★★

中国の医療機器メーカー、上海聯影医療科技（ユナイテッド・イメージング・ヘルスケア）はこのほど、世界初となるハイビジョン「撮影」機能を備えた磁気共鳴画像装置（MRI）を発表した。独自の知的財産権に基づく技術により、MRI 画像を従来の「静止画像」から「リアルタイム動画」へと進化させた装置で、すでに北京協和医院など中国の主要医療機関で臨床利用が始まっている。

同装置は「uAIFI.LIVE」イメージングプラットフォームを搭載し、高性能ハードウェアと人工知能（AI）アルゴリズムを組み合わせ、人体の解剖構造や臓器の機能活動を高精細の動画像として連続的に捉える。各フレームの高解像度を維持しながら滑らかな動態情報を取得できる点が特徴で、従来の MRI で課題とされてきた「運動アーチファクト」や、撮像速度と画質を同時に確保する難しさを克服した。関連する中核技術は独自の特許ポートフォリオを形成している。

この成果は企業と研究機関、医療機関が連携した産学官医の協働によるものである。聯影医療は中核部品から装置システムまで一貫した開発体制を構築し、技術プラットフォームを開放することで産業チェーンの協力を促進した。国家高性能医療機器イノベーションセンターや複数の大学も研究に参加しており、中国の高精度動態イメージング技術の産業基盤形成を後押ししている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 3 月 4 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145707

★★★2. AI が現実世界で働く時代へ 中国で広がる「実行型」応用★★★

中国では人工知能（AI）の経済的な位置付けが大きく変わりつつある。従来の「産業を支えるツール」から「独立した経済形態」へと発展し、機能面でも「対話型ツール」から実際に作業を担う「実働型アシスタント」へと進化している。

こうした変化はすでに各地の現場で具体化している。小米（シャオミ）の自動車スマート製造工場では、協働ロボットが部品の把持や組み立てなどの複雑な工程を高精度で担う。上海や深センの公園では、無人機が配達員の役割を担い、料理を指定場所まで届けるサービスも始まっている。春節期間中には複数のロボット企業が「新春料理人」として餃子作りを披露し、ロボットが「見せる存在」から「実際に働く存在」、さらには日常生活で活用できる技術へと進化していることを印象づけた。

この飛躍の背景には、基盤技術の着実な進展がある。大規模言語モデル分野では、「豆包」が複数の評価で国際的な先端水準に並び、AI エージェント「Kimi」は最大 200 万字の長文コンテキスト処理に対応した。さらに、生数科技は国内初のテキスト生成動画モデル「Vidu」を発表するなど、AI が「理解」から「実行」へと展開する技術基盤が整いつつある。

応用拡大の動きは国家戦略とも連動している。2026 年の政府活動報告は初めて「スマート経済という新たな経済形態の構築」を掲げ、AI を単なる産業支援ツールではなく、独立した経済発展の柱として位置付けた。

一方で課題も残る。小米集団の創業者である雷軍氏は、人型ロボットの大規模な産業応用には工程の安定性やコスト面でなお課題があると指摘する。今後は実用化に向けた工学的課題の克服、応用場面の拡大、安全基準の整備などが重要になるとみられる。AI が「仕事をこなす能力」を獲得しつつある中、中国ではスマート経済の実体化に向けた動きが加速している。

(出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/11/art_55_205224.html

○ 統計関連

★★★1. 中国の生成 AI 利用者 6 億人超 世界で最も多くの AI 特許を保有★★★

中国では生成 AI の利用が急速に広がっている。CNNIC（中国互聯網絡信息中心）が公表した第 57 回「中国インターネット発展状況統計報告」によると、昨年 12 月末時点の生成 AI 利用者は 6 億 200 万人に達し、2024 年末に比べ 141.7% 増加した。普及率は 42.8% で、前年から 25.2 ポイント上昇した。

第 14 次五カ年計画（2021～2025 年）の期間中、生成 AI は生産や日常生活への導入が進み、経済・社会のデジタル化や高度化を支える技術の一つとなっている。政府は人工知能分野の発展を重点政策として推進している。昨年末時点で中国の AI 関連企業は 6000 社を超え、関連産業の市場規模は 1 兆 2000 億元（1 元は約 23 円）を上回る。計算能力も拡大が続き、国内のスマート計算力は 1590 エクサフロップスを超えた。

研究面では基礎研究の強化が進んでおり、AI 関連論文の量と質はいずれも世界の上位グループに入るとされる。世界知的所有権機関（WIPO）が昨年に発表したデータによると、中国は世界で最も多くの AI 特許を保有しており、世界全体の約 6 割を占めている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 5 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_55_205003.html

★★★2. 貴州、データ知財担保融資が 4 億元超 金融活用で資産化進む★★★

貴州省知識産権局がこのほど発表したデータによると、2025 年に同省で実施されたデータ知的財産を担保とする融資額は 4 億 700 万元（1 元は約 23 円）に達した。データ知財の取引・ライセンス収入は 3064 万元、企業の財務諸表に計上されたデータ資産額は 4707 万 8800 元となった。

同省では現在までに、データ知的財産の登録件数が 1813 件に達しており、17 の産業分野にわたる 12 省の 264 主体が関与している。2025 年には信用補完型融資、現物出資、資産証券化、市場取引などの分野で新たな進展がみられ、省内では各種施策を通じてデータ要素の資産化を促進し、企業が保有するデータ資源の「信用資産化」を進めている。これにより、企業の資金調達手段の拡大とデータの価値創出を図っている。

同局によると、今後は「六大産業クラスター」や文化観光、交通運輸などの分野で取り組みを一層深化させ、金融分野での応用拡大を進める方針である。迅速かつ効率的な資金調達ルートを整備し、「データによる信用付与—金融支援—企業成長—経済波及」という好循環の形成を目指す。さらに、収益性と持続性を備えた高付加価値のデータ活用事例を創出し、他地域でも展開可能なデータ知財活用の「貴州モデル」の確立を図るとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年3月4日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145713

★★★3. 上海、データ製品知財登録が1000件突破 流通促進で経済価値創出★★★

上海市はデータ製品の知的財産権登録制度の試行を進めており、データ要素の流通促進と価値創出を図っている。2月末時点で、データ製品知財登録管理プラットフォームが受理した登録申請は1518件に達した。上海市知識産権局による実体審査を経て1097件が登録証の交付を受けた。

申請の内訳はデータ加工型製品が約56%を占める。産業分野別では人工知能やバイオ医薬関連の申請が全体の8割を超える。登録されたデータ製品は、外部利用を通じて一定の経済効果を生んでいる。2月末までに、289のデータ製品（タオバオなど、大規模なプラットフォーム系データを除く）がライセンス提供によって48億元以上の収益を上げた。さらに、166のデータ製品が各種取引機関で取引され、取引額は約34億元となった。サービス利用料による収入は382のデータ製品で計114億元に達し、総計で約196億元の経済価値を生み出した。また、データ製品の知財を担保とした融資も行われており、16社が計3億4500万元の融資を受けた。

試行開始以来、登録を申請した主体は法人569団体と個人211人に上る。このうち、上海以外の省・市からの申請は約32%を占めた。今年に入ってから、新たに100社以上の事業者が登録申請を行っている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月3日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202603/1995336.html>

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度と

なります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved